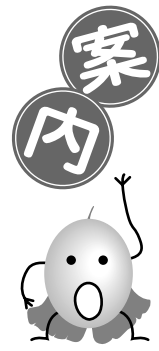


# おしらせHOTコーナー 案内

## おしらせ HOT ぽっとコーナー

日時・期間  
場所 対象  
内容  
持ち物  
定員 費用  
申し込み  
問い合わせ

市役所の電話  
**996-2111**  
FAX  
**995-7367**



### 公共施設の利用案内

市では、東日本大震災の発生後、電力不足の状況を踏まえ、公共施設の利用を制限していましたが、5・6月については、原則として通常どおり公共施設の利用ができることとなりました。

なお、電力供給状況などにより、施設利用や催しの内容などを変更する場合がありますので、詳しくは市のホームページまたは各公共施設にお問い合わせください。

また、施設利用の際には、引き続き節電にご協力ください。

ご理解とご協力をお願いします。

### 太陽光発電設備等設置補助金

市では、「地球環境をまもり循環型社会をつくる」ため、一般住宅への太陽光発電等新エネルギーの導入を助成し、省資源を推進しています。

対 自ら居住する市内の既存住宅または新築住宅※法人は対象外  
住家用太陽光発電設備と他の省エネ設備などを組み合わせて導入し、「八潮市新エネルギー等活用システム設置費交付要綱」に適合するもの※既に設置工事を開始している場合や、工事が完了している場合は補助対象なりません。

### 補助金額

補助の対象となる経費の合計(他の補助金などの収入を控除した額)の3分の1以内で20万円を限度(設備の種類ごとの上限あり)

対象施設 住家用太陽光発電システムと次のいずれかを組み合わせたもの

- ▼潜熱回収型給湯器(エコジョーズ・エコフィール)
- ▼CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)
- ▼ガスエンジン給湯器(エコウイル)
- ▼燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)

6月1日から12月28日までに、所定の申請用紙(市のホームページからダウンロード可)を環境リサイクル課窓口へ持参(郵送不可)。先着順に受け付け※予算枠に達し次第締め切ります。



### 埼玉県住家用太陽光発電の補助金

県では、昨年度に引き続き、住家用太陽光発電設備の設置費の補助を行っています。

12月15日(木)まで  
補助金額 既存住宅4万円/キロ

### 住宅の省エネ対策エコアップの促進!

高効率給湯器の設置など15種類の省エネ対策のうち2種類を行う場合に補助金を交付します。

補助金額 対策の種類ごとに1万円~20万円、2種類の合計で上限25万円(高効率給湯器、LED照明、節水型トイレなど)

6月1日から12月29日までに、補助金交付申請書に所定の添付書類を添え、県温暖化対策課(☎048・830・3069)へ

### 市工業振興基金を活用した支援制度

対 次の要件すべてに該当する方

- ▼市内において、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業の方
- ▼申込日現在、市税の滞納がない方
- ▼他の制度による助成を受けていない方
- ▼平成23年4月から平成24年2月末日までに研究事業の完了、認証取得、新製品の開発、機械装置などの購入または修繕が見込まれる方

### 対象事業

- ▼産学官共同研究事業 市内の中小企業が新製品開発などのため、大学などと共同研究した場合にその経費の一部を補助
- ▼国際規格等認証取得事業 市内の中小企業がISO9001・14001およびエコアクション21の認証

を新規取得した場合にその経費の一部を補助

- ▼工業新製品開発事業 市内の中小企業が行う一定の工業新製品開発に対し、開発経費の一部を補助
- ▼経営革新計画承認企業等が行う機械装置等の購入・修繕事業 機械装置、工具器具の購入または修繕費の一部を補助

### 補助額

▼産学官共同研究事業、ISO認証取得事業、工業新製品開発事業 経費のうち、2分の1に相当する額(100円未満切り捨て、限度額30万円)

▼エコアクション21認証取得事業、経営革新計画承認企業等が行う機械装置等の購入・修繕事業 経費のうち、2分の1に相当する額(100円未満切り捨て、限度額10万円)

6月30日までに、商工観光課(☎0479)へ※予算枠に達し次第締め切ります。

### 総合相談

5月20日(金) 午後1時20分~4時  
※弁護士による法律相談のみ電話予約制 5月18日(水) 午前9時~

八潮メセナ集会所  
日常生活の悩みなどについて、行政相談委員・弁護士・税理士・司法書士・行政書士・女性相談員・宅地建物取引主任が相談内容別に対応無料

### くらしの相談(行政相談)

役所の仕事などについて、「分からない」「説明に納得できない」「処理が間違っているのではないかなど」の苦情や要望を総務大臣から委嘱された行政相談委員が、相談を受け付けます。

毎月第2水曜日 午後1時30分~3時30分※5月は総合相談と同時開催

### 市民相談室(市役所2階)

※相談委員 野口和子さん、井山幸太郎さん  
問 広聴広報課 ☎373

## 震災対策緊急特別融資のご案内

東日本大震災の影響により事業活動に支障が生じている中小企業の方を対象に、資金繰りを緊急に支援するため、期間限定で必要な資金の融資あっせんを行っています。

対 ▼東日本大震災の影響により、事業活動に支障が生じている方 ▼東日本大震災発生後、最近1カ月間(平成23年3月以降)の売上高などが最近3カ年のいずれかの年の同期と比べて20パーセント以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高などが最近3カ年の同期の売上高などと比べて20パーセント以上減少することが見込まれること ▼市内で1年以上事業を営んでいる方 ▼期限の到来している市税を完納している方 ▼市の小口融資または特別小口融資を利用している場合、償還が6カ月以上完了していることなど

- 限度額 500万円(運転資金:原則として年商の1/4以内)※市の小口融資または特別小口融資で借入がある場合には、限度額が500万円未満となる場合があります。
- 償還期間 5年以内(据置6カ月以内含む)
- 利率 実質無利子(利子相当額を全額市が補助します。)ただし、利子相当額の補助は年利1.75パーセントで実際に支払われた額と同額で、申請があった場合に、指定口座へ年度末に入金します。
- 信用保証料 年0.45パーセント~1.59パーセントの範囲内で利用額などにより異なります。
- 保証人 原則として個人は不要、法人は代表者のみ必要となる場合があります。
- 担保 必要に応じて求めます。
- 事前金融機関に相談のうえ、10月31日までに商工観光課へ
- 商工観光課 ☎479

## 中小企業不況対策融資制度のご案内

不況時における特別措置として、中小企業の方を対象に経営の安定のために必要な資金の融資あっせんを行います。

対 ▼最近3カ月の平均売上額が、昨年同期と比べて10パーセント以上減少しているか、2年前若しくは3年前の同期と比べて10パーセント以上減少しているか、かつ、前年同期に比べて5パーセント以上減少している方 ▼市内で1年以上事業を営んでいる方 ▼期限の到来している市税を完納している方など

- 限度額 1000万円(運転資金)
- 償還期間 10年以内(据置 1年以内含む)
- 利率 1.2パーセント(平成23年4月現在)
- 信用保証料 埼玉県信用保証協会へ支払った保証料を全額補助
- 保証人 原則として個人は不要、法人は代表者のみ
- 担保 必要に応じて求めます。
- 事前金融機関に相談のうえ、5月16日から平成24年1月31日までに商工観光課へ
- ※予算枠に達し次第締め切ります。
- 商工観光課 ☎479